

日田玖珠広域消防組合  
消防本部 消防基本計画



住民の安心・安全のために

令和7年3月

日田玖珠広域消防組合消防本部

## はじめに

当消防組合消防本部は、平成 22 年 3 月に「地域住民の安心・安全のために」を基本理念として、消防組織体制強化の必要性や方向性を見直し、日田玖珠広域消防組合消防本部「消防のあり方」を新たに策定しました。

この 15 年間、消防組合関係市町の御理解と御協力を得て、当時課題とされた、大山出張所・九重出張所を存続し、老朽化の著しい消防庁舎 5 か所全ての改築を完了しました。消防車両の更新については、配置換え等を実施しつつ、計画に基づいた更新を進めてきました。また、電波法改正による消防救急無線のデジタル化については、平成 27 年度に国の補助を受け、高機能消防指令システム更新も含めて、消防本部・日田消防署の庁舎改築工事に合わせて実施しました。さらに、近年の消防に対する住民ニーズの変化を受け、令和 4 年 4 月に機構改革を実施し、救急業務については救急課を創設、火災調査業務については警防課から分割し、予防課に火災調査係を創設するなど、業務体制の強化と見直しにも取り組んできました。

こうした中、平成 24 年 7 月九州北部豪雨に続き、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、そして、令和 2 年 7 月豪雨など、近年の気候変動等に伴う線状降水帯の発生による集中豪雨は頻発化し、台風も大型化しています。特に、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害では、当消防本部は、大分県常備消防相互応援協定による応援を受け、更に総務省消防庁が所管する全国規模の緊急消防援助隊の応援を受ける事態となりました。さらには、今後 30 年以内で 80%の確率で発生するとされています、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が大分県内に想定されており、平成 28 年熊本地震のような活断層が起因する地震の発生による大きな被害も懸念されています。

加えて、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の出現により、感染の大規模な拡大が起これ、消防業務の継続に困難をきたす事態も懸念されるなど、現有の当消防本部の消防力をはるかに上回る事態も発生しました。

しかしながら、当消防組合及び各関係市町では、財政状況が厳しい中で住民ニーズを的確に捉えつつ、消防業務をより効果的で効率的に展開する必要があります。このため、これまでの 15 年間の取組を検証し、将来にわたり「住民の安心・安全のために」、あらゆる事態を想定し、これらへの「備え」とするための基本的な方針として、「日田玖珠広域消防組合 消防本部 消防基本計画」を策定しました。

本計画は、5 年ごとの見直しを基本とし、適宜、必要な見直しを行い、計画の推進を図ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

# 日田玖珠広域消防組合消防本部 消防基本計画 目次

【1. 計画策定の経過】	．．．．．
【2. 消防組合の現状】	．．．．．
【3. 消防組合の課題】	．．．．．
1. 増大する消防・救急需要への対応	．．
(1) 管轄外への救急搬送件数の増	
(2) 高まる救急講習、防災講話の要請	
2. 消防指令業務の共同運用による職員派遣と通信補助員の確保	．． 4
3. 災害の激甚化・頻発化への対応	．． 5
(1) 緊急消防援助隊	
(2) 県内及び隣接常備消防相互応援協定	
4. 大分県等への職員派遣	．． 6
5. 消防団員の減少	．． 7
6. 新型コロナウイルス感染症等の未知の感染症の出現	．． 8
7. 消防力の整備指針の示す必要職員数との乖離	．． 8
【4. 社会情勢による要因】	．．．．． 9
1. 定年引上げによる現場出勤人員の減少	．． 9
2. 働き方改革の推進、休日・非番の時間外勤務の負担軽減	．． 10
3. 女性消防吏員の活躍推進	．． 10
【5. 今後の取組方針】	．．．．． 11
1. 目的	．． 11
2. 必要な検討項目	．． 11
(1) 管轄区域内活動人員の確保	
(2) 職員年齢構成の不均衡の是正	
(3) 多様な働き方の推進	
3. 具体的な取組内容	．． 15
(1) 新規採用数の平準化	
(2) 新規採用職員の教育期間の考慮	
(3) 訓練指導の充実と多様な働き方の実現	
(4) 関係市町の財政的負担軽減	
【6. 現状の出動体制と必要な出動体制】	．．．．． 17
【7. 消防職員採用計画】	．．．．． 24

## 1. 計画策定の経過

日田玖珠広域消防組合では、平成19年4月の日田玖珠広域事業再編後、各種災害・救急救助への的確かつ迅速な対応、適正な署所の配置と車両・資器材及び人員の配置、消防技術・救急業務の高度化並びに職員の資質向上による消防防災・危機管理体制の充実等の必要性から、平成22年3月に「消防のあり方」を策定しました。

## 2. 消防組合の現状

### 消防基本計画策定の必要性

「消防のあり方」（平成22年3月策定）から15年が経過し、事業の検証を実施した結果、「住民の安心・安全な暮らし」の継続に向けて、新たな課題の解消に取り組むことが必要となっています。

このため、新たに中期的な計画として「日田玖珠広域消防組合 消防本部 消防基本計画」を策定し、課題の解消に向けて必要な取組を進めます。

## 3. 消防組合の課題

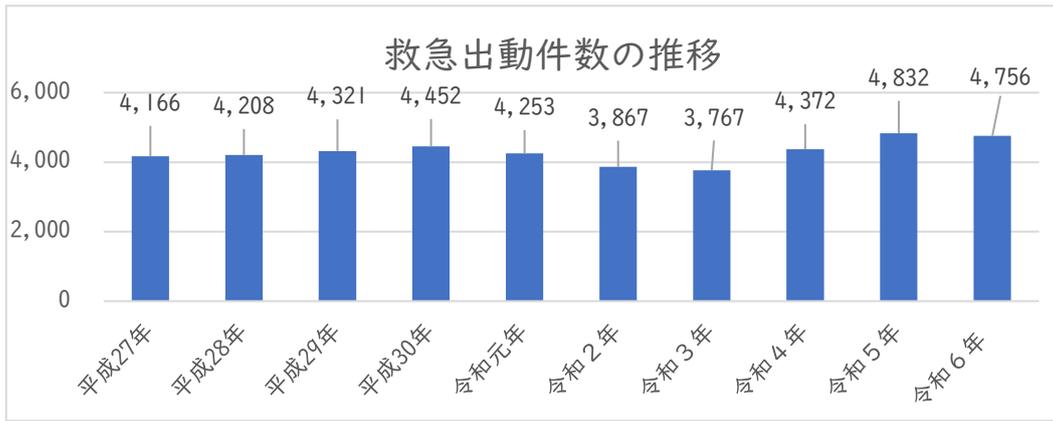
### 1. 増大する消防・救急需要への対応

近年の災害は、複雑多様化、大規模化及び激甚化の傾向があり、消防の活動もますます拡大しています。当消防本部では、ボートの運用を含めた潜水救助隊に加えて、平成29年には小型無人航空機の寄贈を受け、ドローン隊を発足しました。また、平成31年に津波・大規模風水害対策車とともに、小型水陸両用バギーが総務省消防庁から無償貸与され運用しています。さらに、令和5年7月には山岳救助隊を発足し、各種救助事案に対応しています。そして、同7月には総務省消防庁から新たに小型救助車の無償貸与を受け、災害対応力の強化に努めています。

救急業務については、救急救命士法が施行されて以降、医師の包括的指示下での除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与、エピペン投与、ビデオ喉頭鏡の使用、心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液、血糖測定とブドウ糖溶液の投与と、処置範囲の拡大が図られています。これら年々高度化する救急業務に対して、救急救命士の各種研修受講や訓練、救急隊員の教育・指導等を行い、地域の救急要請に対応しています。

出動件数の推移は、令和元年からの新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、令和3年まで続いた減少傾向も、令和4年には前年に比べて605件増加し、令和5年は4,832件と過去最高となり、令和6年も依然として多い傾向で、10年前の平成27年の4,166件に対し、令和6年は4,756件であり、590件（14%）増加しています。

今後も住民の高齢化に伴い、救急出動件数が増加することが予想されることから、住民の求める消防・救急に対する要望に確実に対応する必要があります。



### (1) 管轄外への救急搬送件数の増

当消防本部管内には救命救急センターなどの3次医療機関がないことから、管内医療機関で対応困難な傷病者は、管轄外の医療機関まで転院搬送することとなります。また、管内の医療機関で受入ができない場合には直接管轄外の医療機関へ搬送することがあり、令和6年は転院搬送と直接管轄外搬送を合わせると、管轄外の医療機関へ413件の搬送を行っています。年間では、1日1件以上の割合で管轄外の医療機関に搬送することとなります。

管轄外の医療機関に搬送中は当務員が不足することから、非番・休日の職員を招集し、不足する消防力を補っている状況です。久留米市や別府市等に搬送する場合は、約2時間、非番・休日の職員が管内の消防力の維持に努めています。

◎令和6年 事故・種別救急車出動状況

(単位：件)

地区	計	火災	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	急病	転院搬送	管轄外転院	その他	直接管轄外搬送	
日田市	日田	2,879	1	152	28	9	443	1,703	518	179	25	27
	天瀬	270		25	5		48	185	2		5	4
	大山	120		16	3	1	17	81	1		1	
	前津江	37					10	27				
	中津江	53	2	10	2	3	8	26	2	1		3
	上津江	43		8		5	5	24	1			1
	計	3,402	3	211	38	18	531	2,046	524	180	31	35
玖珠郡	玖珠	805	2	41	11	8	142	464	128	46	9	41
	九重	547		45	13	2	137	335	10	2	5	108
	計	1,352	2	86	24	10	279	799	138	48	14	149
管轄外	2		1			1					1	
合計	4,756	5	298	62	28	811	2,845	662	228	45	185	
※うち管轄外の3次医療機関への搬送件数								計	225	167		58

救急出動の増加に伴い、複数台の救急車同時出動も頻繁にあり、日田消防署においては、3隊の救急隊が同時出動すると9人が出動し、11人の当務人員では2人しか残留せず、玖珠消防署においても、2隊同時出動すると6人が出動し、7人の当務人員では1人しか残留せず、火災対応も難しい状況となります。

令和6年中の救急車同時出動は、日田消防署で2隊同時出動が698回、3隊同時出動は119回で、玖珠消防署の2隊同時出動は132回です。救急車不在の最長時間は、日田消防署で1時間18分、玖珠消防署で2時間40分となっています。

住民へ安心を提供するためには、最低限必要な人員を配置し、より安定的な出動体制を確保する必要があります。

○令和6年 署別救急車同時出動の状況

署名	2台同時出動			3台同時出動		
	回数	不在時間		回数	不在時間	
		平均	最長		平均	最長
日田消防署	698	0:33	2:07	119	0:26	1:18
玖珠消防署	132	0:56	2:40	/		

(2) 高まる救急講習、防災講話の要請

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、講習の受付を中止するなどしましたが、令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、学校や事業所等における救急事案や防災に対する意識の高まりから、救急講習、防災講話の依頼が多くなっています。令和6年の1年間で106回の救急講習、16回の防災講話を行い、それぞれ2,542人と1,370人が受講しました。

現在、当務員不足から非番・休日の職員を招集し出向している現状であり、今後も、住民の防災意識高揚のために、確実に救急講習や防災講話の要請に確実に対応するため、非番・休日の職員に頼らず、講習に出向する人員を確保する必要があります。

○令和6年 防災講話の実施状況

署名	日田署	玖珠署	合計
回数	14回	2回	16回
受講者数	1,302人	68人	1,370人

○署別救急講習5か年の実施状況 (単位：人)

区 分		R2		R3		R4		R5		R6	
		回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
日田消防署	普通	6	82	5	37	10	54	17	111	12	97
	一般	26	590	23	475	38	1,028	71	1,729	52	1,651
	計	32	672	28	512	48	1,082	88	1,840	64	1,748
玖珠消防署	普通	2	13	7	77	3	20	4	25	11	137
	一般	5	100	13	265	21	395	29	727	31	657
	計	7	113	20	342	24	415	33	752	42	794
合 計	普通	8	95	12	114	13	74	21	136	23	234
	一般	31	690	36	740	59	1,423	100	2,456	83	2,308
	計	39	785	48	854	72	1,497	121	2,592	106	2,542

※普通救命講習（3時間の講習 受講者には修了証を交付）

心肺蘇生法、AEDの使用方法、異物除去要領、出血時の止血法など

※一般救急講習（受講者の希望に応じて1～2時間の講習）

心肺蘇生法、AEDの使用方法など

○令和6年 非番・休日職員の招集実績

種別	火災	救急	救助 その他	計	講習 講話	調査	訓練	会議等	その他	計	合計
延人数	367	1,105	363	1,835	169	394	638	370	563	2,134	3,969

**2. 消防指令業務の共同運用による職員派遣と通信補助員の確保**

大分県域消防指令業務共同運用は、平成31年3月に大分県が策定した「新大分県消防広域化推進計画」に基づき、県下14消防本部の連携・協力により取組を開始しました。令和2年3月に大分県知事と県内全市町村長が基本設計など準備を進めていくことに合意し、令和2年12月には大分県域消防指令業務の共同運用に関する基本協定書を締結し、大分市荷揚町に建設された複合公共施設内に「おおいた消防指令センター」を設置し、令和6年10月に運用を開始しました。全県一区の運用のため、当消防本部からも3人の職員派遣を行っています。

また、大分県消防指令業務共同運用に係る「おおいた消防指令センター運営計画書」では、派遣職員以外にも当消防本部内に 24 時間常駐の通信補助員が必要となり、日田市、玖珠町及び九重町で災害が発生した場合に、消防指令センターとの三者間通話による災害地点の確定、乗り換え運用時の車両動態管理操作、防災放送、各関係機関への情報提供や報道対応等に、1 日当たり最低 2 人の配置が必要となっています。

当初の計画では、これまでの通信指令室職員 8 人ののうち、3 人を派遣しても残りの 5 人を現場出動人員として配置できる想定でしたが、通信補助員を 3 交替で 6 人の配置が必要となったことから、実際には消防指令業務に必要な人員が増加し、現場出動人員の確保が難しい状況です。

### 3. 災害の激甚化・頻発化への対応

#### (1) 緊急消防援助隊

近年の地球温暖化等による異常気象の影響で、大雨警報や洪水警報をはじめ警報が発令される頻度が高くなっています。大雨、洪水や暴風の影響で、全国各地で甚大な被害が発生しています。

緊急消防援助隊は、消防組織法第 45 条に基づき各県で編成されており、当消防本部も特殊車両の無償貸与を含め、8 隊 35 人の部隊登録を行っています。

平成 7 年の創設以降、当消防本部から平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、及び令和 2 年 7 月豪雨へ緊急消防援助隊を派遣しています。一方、平成 29 年の九州北部豪雨の際には、35 隊 108 人の応援を受けました。

頻繁に甚大な被害が発生している現状から、地域住民を守るためには、広域的な緊急消防援助隊の活動は不可欠となっています。

#### ○近年の緊急消防援助隊の派遣状況

年 月	災害名	派遣先県	出動車両及び人員
H23. 3	平成 23 年東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災)	岩手県	消火小隊(水槽付き)、後方支援(資器材搬送車)、2 隊 6 人
H28. 4	平成 28 年熊本地震	熊本県	救助工作車、後方支援(資器材搬送車) 2 隊 7 人
H30. 7	平成 30 年 7 月豪雨 (西日本豪雨)	広島県	救助工作車、3 隊 15 人(3 次派遣)
R2. 7	令和 2 年 7 月豪雨	熊本県	津波大規模風水害対策車、後方支援(資器材搬送車)、4 隊 14 人

## (2) 県内及び隣接常備消防相互応援協定

当消防本部は、広域的及び大規模な災害等に対応するため、消防組織法第39条の規定に基づき、大分県内の常備消防と大分県常備消防相互応援協定を締結しており、災害規模に応じた応援体制を整えています。平成29年の九州北部豪雨の際には、この協定に基づき大分市消防局が初動で応援に駆けつけています。

一方、平成30年4月、中津市耶馬溪町金吉地区山地崩壊事故では、当消防本部は隣接消防本部として初動から応援体制を取り、要救助者全員を発見するまで12日間、延べ44隊、122人の隊員を派遣しました。

また、大分県の西端に位置することから福岡県や熊本県の隣接消防本部とも相互応援協定を締結しています。

現在、市町、県を越えた常備消防相互の応援体制は、住民の安心・安全な暮らしを守るために重要なものとなっています。

今後は、これまでの大規模災害等に加え、現在、大分県により整備が進められている地域高規格道路「中津日田道路」の開通により、国道212号の代替ルートでの住民の移動範囲が拡大するほか、「おおいた消防指令センター」による消防指令業務の全県一区での運用開始に伴い、応援要請など二次出動での消防・救急出動の範囲と機会、さらには搬送範囲の拡大も想定する必要があります。

管轄区域内の住民の安心確保に努める点から、より安定的な出動体制を確保する必要があります。一方、応援隊員を派遣する場合には、管轄区域内の出動人員に影響が出ないよう留意することが必要となります。

## 4. 大分県等への職員派遣

大分県防災航空隊への隊員の派遣は、平成9年4月の大分県防災航空隊発足以来、当消防本部から職員を常時派遣しており、今後も継続する必要があります。

大分県消防学校への教官派遣は、平成31年4月から令和3年3月まで派遣を行い、その後、救急救命士の有資格者の派遣要請があり、令和5年4月から令和7年3月まで派遣しています。今後も大分県からの要請があればその都度派遣を検討する必要があります。

関係機関への職員派遣は、救助や消火などの知識や経験の研鑽、また、消防の責務や知識、技術、規律保持や共同精神の指導など、職員自身の資質向上に資する経験となり、人材育成の点から必要である一方、派遣期間中は人員が不足することになります。

今後も県の要請に応えるとともに、職員の派遣に伴い不足する管轄区域内の活動人員を確保する必要があります。

## 5. 消防団員の減少

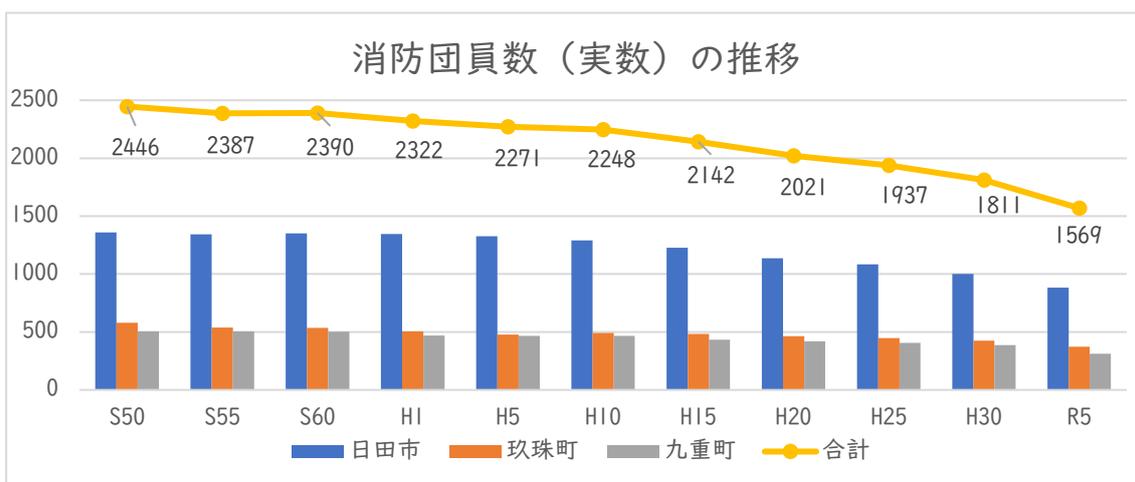
当消防本部とともに地域の消防力である消防団は、地域における防災の要として大きな役割を担っています。大規模な建物火災や林野火災、風水害等の災害対応、行方不明者の捜索等には多くの人員出動が必要で、消防の各種業務を遂行するためには、消防団との緊密な連携が必要です。また、消防団員は地域の住民であることから地域に密着した存在です。

管轄区域内である日田市、玖珠町及び九重町の消防団員数は、平成26年4月時点で1,952人いたものが、令和6年4月時点では1,571人となり、この10年間で381人、率にして約20%減少しています。

管轄区域内全体で消防力を維持する点から、減少する消防団員を補うため、常備消防である消防本部の人員を確保する必要があります。

○令和6年度 消防団現勢（令和6年4月1日現在）

市町名	分団数	団員数		水槽付 ポンプ車	ポンプ車	小型動力 ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ
		定数	実数(内女性)				
日田市	49	1,218	913 (10)	2	21	31	82
玖珠町	4	506	355 (1)	1	4	27	27
九重町	12	360	303 (5)	2	6	20	20
計	65	2,084	1,571 (16)	5	32	78	129



## 6. 新型コロナウイルス感染症等の未知の感染症の出現

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国で初めて報告され、その後、世界的な流行となりました。我が国においては、令和2年2月、大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客乗員のうち10人から新型コロナウイルスの感染が確認され、その後国内で感染拡大しました。政府は、同年4月、特別措置法に基づく緊急事態宣言を出し、感染防止措置を行いました。

当消防本部を管轄する日田市、玖珠町及び九重町でも感染が拡大し、大分県西部保健所の発表では、令和5年5月時点で約2万4千人が感染しました。罹患率約28%、概ね3.5人に1人が感染した計算になります。令和4年8月には最も多い62人の感染者を救急搬送しました。

当消防本部においても感染防止対策を講じてきましたが、令和4年8月には10人の職員が感染したため、消防本部作成の「コロナまん延時の勤務体制マニュアル」に基づき、非番・休日の職員を招集して人員を調整しながら出動体制の維持に努めました。しかし、調整がつかず人員不足により署所を一時的に閉鎖することがあったほど、出動体制の維持が困難となることがありました。

このように、未知の感染症が発生した場合でも、住民の安全を確保するために出動体制を確保する必要があります。

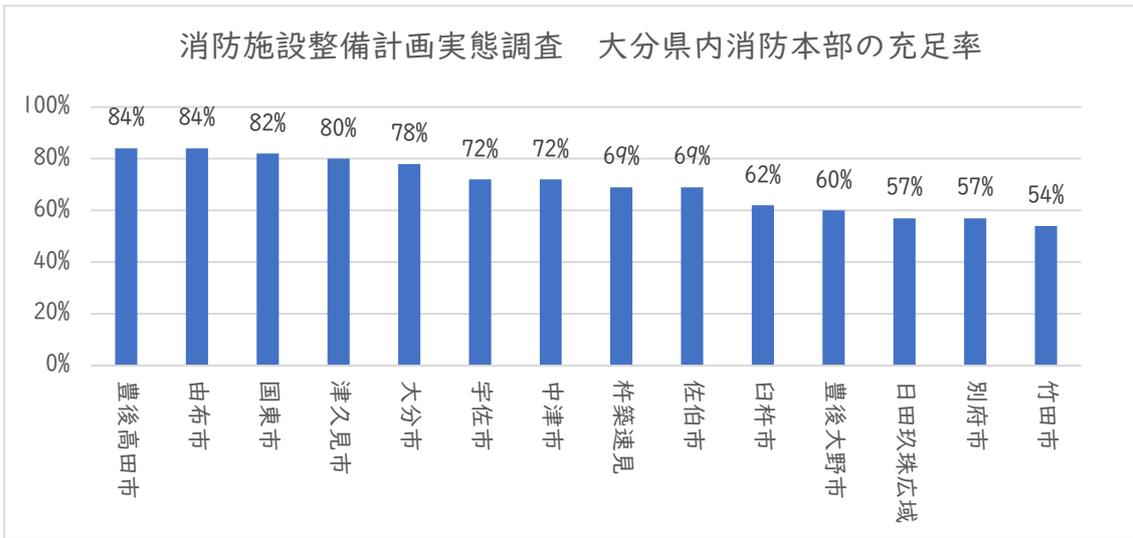
## 7. 消防力の整備指針の示す必要職員数との乖離

総務省消防庁が示す「消防力の整備指針」は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員算定について定めた指針であり、この指針を整備目標として、地域の実情に即して適切に消防体制を整備することが求められています。

当本部は、大分県内でも突出した広さの管轄面積を有している実状から、「消防力の整備指針」以上に署所を設置し、車両も指針以上の台数を配置しており、現在の消防水準は低いものではありません。

一方で、「消防力の整備指針」では、当消防本部に必要な職員数は211人とされていますが、令和5年4月時点の職員数は120人であり、令和4年度消防設備整備計画実態調査結果によると、充足率は57%と大分県内でも下から3番目に低い状況です。この充足率の全国平均は80%、大分県平均は70%となっています。

現在、職員定数が120人であることから、現状では退職者が出なければ、新規に職員を採用できない状況となっており、保有する消防力を機能的に発揮する点から、職員定数を見直し必要な職員数に近づけることが不可欠な状況となっています。



○「消防力の整備指針」に対する充足率 (大分県内)

消防本部名	算定数	整備数	充足率
豊後高田市消防本部	58	49	84 %
由布市消防本部	86	72	84 %
国東市消防本部	107	88	82 %
津久見市消防本部	46	37	80 %
大分市消防局	637	500	78 %
宇佐市消防本部	126	91	72 %
中津市消防本部	174	125	72 %
杵築速見消防組合消防本部	147	102	69 %
佐伯市消防本部	180	124	69 %
臼杵市消防本部	106	66	62 %
豊後大野市消防本部	144	87	60 %
日田玖珠広域消防組合消防本部	211	120	57 %
別府市消防本部	251	142	57 %
竹田市消防本部	105	57	54 %

出典：消防施設整備計画実態調査

## 4. 社会情勢による要因

### 1. 定年引上げによる現場出勤人員の減少

国家公務員の定年引上げを踏まえて、地方公務員の定年も令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げられています。当組合では令和6年度から15年度までの10年間で6人が定年を迎えます。定年引上げにより、一時的に退職者が少なくなっているため新規採用がなされず、職員の年齢構成の不均衡が是正できないこと、また、組織の活性化が図られないことなどから、中長期的な観点から新規採用者数をはじめとする定員管理のあり方について検討する必要があります。

火災や救急現場での活動業務を担う職員の年齢構成を、今後 10 年単位で見通した場合には、主力となる若年層の職員が不足することが危惧される状況です。役職定年した職員は、それまで管理的業務を担っており、体力的な面からも現場出勤人員として編成することが難しい状況があり、事務的な業務に従事するなど、結果的に現場出勤人員の減少が懸念されます。

住民の安心・安全に重点を置く中で、より強靱で持続可能な消防・救急体制を確立するためには、将来を見据えた定数について検討を行う必要があります。

## 2. 働き方改革の推進、非番・休日の職員の時間外勤務の負担軽減

年次有給休暇については、労務管理の観点から年間で 5 日間は取得させる必要があります。

時間外勤務の上限規制については、職員の健康及び福祉を害さないように、「職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例施行規則」第 15 条の 2 で、月 45 時間、年 360 時間までの範囲内と定められています。

当直勤務者などの隔日勤務者については、災害対応に備えるため最低人員の確保が定められており、每当務で年次有給休暇を取得可能な人数が限られているため、取得したくてもできない職員がいるのが現状です。

このため、現状の職員数では、火災や救急での管轄外搬送等の長時間に及ぶ事案対応や、救急講習や防災講話等の対応のために、非番・休日の職員で当務員を補充し、時間外勤務命令により対応している状況です。また、負傷や病気により長期の休暇者が出る場合には、さらに負担が増大することになります。

ワークライフバランスや多様な働き方を推進する観点からも、人員確保による非番・休日の職員の時間外勤務の負担軽減を進める必要があります。

## 3. 女性消防吏員の活躍推進

令和 6 年 4 月現在、全国で 5,906 人の女性消防吏員が活躍しています。大分県内では、大分市消防局に 8 人、当消防本部と豊後大野市に 5 人、及び別府市と中津市に 3 人など計 33 人の女性消防吏員が活躍しています。女性の持つ特性を活かし、きめ細やかでソフトな消防行政というイメージだけでなく、女性が社会進出しやすい法的な労働環境が整備されてきたことから、意欲と能力に応じ 24 時間体制であらゆる消防業務に従事しています。

日田消防署及び玖珠消防署においては、新庁舎の建設に併せ、女性専用の独立した区画として仮眠室、トイレ、浴室等を設置しました。

今後も「女性が活躍し働ける職場である」ことを目指し、産前産後休暇及び育児休業、母体保護の観点からも、単に女性職員割合を増加させるだけでなく、職員ひとり一人のライフステージに対応した活躍の場を提供するなどの取組を進める必要があります。

## 5. 今後の取組方針

### 1. 目的

将来にわたり、「住民の安心、安全な暮らし」の継続に重要な役割を担う「持続可能な消防・救急体制の維持」に向けて、中期的な計画を作成し必要な取組を進めます。

### 2. 必要な検討項目

#### (1) 管轄区域内の活動人員の確保

##### ～安定的に迅速な出動が可能となる消防・救急体制の整備～

現在、職員派遣では、大分県防災航空隊へ隊員1人、大分県消防学校へ教官（救急救命士有資格者）1人を派遣しています。また、大分県域消防指令業務の共同運用では、おおいた消防指令センターに3人を派遣しており、管轄区域での消防力が低下しています。

今後も、派遣先からの継続要請がある場合は検討することになりますが、新規採用職員の消防学校初任教育を含めると、人員不足がより顕著な状況となります。

管轄区域内の活動人員を確保し、必要な消防力を維持するためには、消防署の1日の必要最低人員を増員し、迅速な出動が可能となる安定的な消防・救急体制の整備が必要です。

#### (2) 職員年齢構成の不均衡の是正

##### ～新規採用職員数の平準化による現場出動人員の継続的な確保～

令和6年4月現在の職員の平均年齢は34.8歳となっていますが、その年齢構成は、24歳から36歳までが多く、43歳以上が少ない、いびつなものとなっています。現在の職員定数のまま20年間経過すると、44歳から56歳までの職員が多くなり、平均年齢は47.4歳となります。更に10年後は大量退職に伴う採用の増加のため、急激に若返ることになります。その場合には、現場活動で経験の浅い隊員が多くを占めることになり、活動への影響が懸念されます。常に安全・迅速に活動するためには、職員の年齢構成を平準化する必要があります。

このため、今後10年間は最低でも毎年2人の職員を新規採用する必要があります。こうした場合、平均年齢は45歳となり、一定程度現場出動人員の確保が可能となります。

日田玖珠広域消防組合 職員年齢構成（消防吏員）

令和6年4月1日現在

年 齢	人 数	うち救命士 有資格者数	人 数 分 布										
			1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	8名	9名	10名	
59	2	1											
58	2												
57	1												
56													
55	1												
54													
53													
52	4												
51	4	2											
50													
49	1	1											
48	1												
47													
46	1												
45	2												
44													
43	1												
42	4	1											
41	5	3											
40	1												
39	3	1											
38	1	1											
37	1	1											
36	8	5											
35	6	4											
34	5												
33	4	1											
32	9	3											女性
31	9	2											
30	7	2											
29	5	1											
28	2	2											
27	5	2											
26	4	2											
25	5	2											女性
24	5	3											女性
23	3	1											
22	2	1											
21	1												
20													
19	2												女性
18													
計	117	42											

消防職員数 119名（消防吏員 117名 事務吏員 2名）  
 (平均年齢：34.8歳) (うち女性消防職員 5名)

 救急救命士有資格者 (42名)

日田玖珠広域消防組合 職員年齢構成（消防吏員）

令和26年4月1日現在

（退職補充のみで、120名のまま）

年 齢	人 数	うち救命士 有資格者数	人 数 分 布										
			1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	8名	9名	10名	
64													
63	1												
62	4	1											
61	5	3											
60	1												
59	3	1											
58	1	1											
57	1	1											
56	8	5											
55	6	4											
54	5												
53	4	1											
52	9	3											
51	9	2											
50	7	2											
49	5	1											
48	2	2											
47	5	2											
46	4	2											
45	5	2											
44	5	3											
43	3	1											
42	2	1											
41	1												
40													
39	2	1											
38	1												
37													
36	2	1											
35													
34	2	1											
33													
32	1												
31													
30													
29	1												
28													
27													
26	4	2											
25	4	2											
24													
23	1												
22	1												
21													
20	1												
19	2												
18													
計	118	45											

消防職員数 120名（消防吏員 118名 事務吏員 2名）  
（平均年齢：47.4歳）

 救急救命士有資格者（46名）

日田玖珠広域消防組合 職員年齢構成（消防吏員）

令和26年4月1日現在

（毎年2名採用し、退職多い年は前倒しした場合）

年 齢	人数	うち救命士 有資格者数	人 数 分 布										
			1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	8名	9名	10名	
64													
63	1												
62	4	1											
61	5	3											
60	1												
59	3	1											
58	1	1											
57	1	1											
56	8	5											
55	6	4											
54	5												
53	4	1											
52	9	3											
51	9	2											
50	7	2											
49	5	1											
48	2	2											
47	5	2											
46	4	2											
45	5	2											
44	5	3											
43	3	1											
42	2	1											
41	1												
40													
39	2	1											
38	1												
37	2	1											
36	3	2											
35	2	1											
34	1												
33	2	1											
32	2	1											
31	3	2											
30	2	1											
29	1												
28	2	1											
27	4	2											
26	4	2											
25	2	1											
24	2	1											
23	1												
22	1												
21	1												
20	1												
19	2												
18													
計	137	55											

消防職員数 139名（消防吏員 137名 事務吏員 2名）  
（平均年齢：45歳）

 救急救命士有資格者（56名）

### (3) 多様な働き方の推進

#### ～日勤救急隊の編成～

現行の勤務体制として、出動隊は24時間体制が原則ですが、子育てや介護に当たるなど職員の様々な事情に柔軟に対応し、職員のスキルを現場活動に有効に活用できるように、今後一つの選択肢として、日勤帯（8時30分から17時）で救急出動に携わる「日勤救急隊」の編成も、検討が必要です。その際、隊の編成には最低4人の職員が必要となります。

日勤帯の時間については、全救急出動の約60%を占めており、一次救急隊の労務管理の観点からも有効な選択肢となります。また、定年引上げに伴い役職定年した職員や再任用職員が、資格やこれまで培ってきた経験を活かして、現場活動を続けることも可能となります。

## 3. 具体的な取組内容

### (1) 新規採用数の平準化

定年引上げ期間中は、定年退職が隔年となることに伴い、退職補充により職員を新規採用した場合に年度間のばらつきが発生することや、定年引上げ完了後も高齢期職員の増加、その後の大量退職、大量採用に伴う急激な若返り、現場活動の経験の浅い隊員が多く占めることによる消防力の低下が懸念されます。

今後、消防力を維持するために必要な定員の見直しを行い、新規採用数の平準化を図り、安定的に迅速な出動が可能となる消防・救急体制の整備が必要です。

### (2) 新規採用職員の教育期間の考慮

新規採用職員は、6か月間の消防学校初任教育を受け、その後本部内での1か月の教育訓練を経て、実際に現場出動できるのが採用後8か月目からとなります。また、救急活動を行うためには、B型肝炎ワクチンを3回接種した後に抗体ができたことを確認した後となるため、採用後10か月目からとなります。

退職補充により職員を新規採用する現状の採用状況では、現場活動人員が欠員の状態となることから、消防力の低下が懸念されます。

このため、職員の退職予定の前年度に職員を新規採用し、消防力が低下しないための取組が必要となります。

### **(3) 訓練指導の充実と多様な働き方の実現**

継続した新規職員採用を行い、現場出動人員を確保することにより、定年引上げで在籍する高齢期職員が担当することで、充実強化が必要と考えられる業務や、消防・救急業務での補助的業務などの推進を図ることができます。

今後は、定年引上げの対象職員など、職員個々の経験や資格を活かして、火災予防業務や救急講習、防災講話の対応、若年層の職員への業務訓練の指導等の充実強化を図るとともに、若年層の職員のスキルアップを図ります。

また、職員の多様な働き方の実現のため、役職定年者が一定数となる令和11年度を目標に、日勤救急隊の運用開始を目指します。

### **(4) 関係市町の財政的負担軽減**

消防指令業務の共同運用に係る経費、庁舎の長寿命化に伴う中規模改修に伴う地方債の活用については、できるだけ充当率が高く、交付税措置率の高いものを利用します。

消防車両及び救急車両等の高額な車両更新においては、車両更新計画を毎年度見直し、可能な限り長寿命化を図るよう取り組みます。

今後も、関係市町の財政状況は厳しい状況が継続することが予想されることから、本計画を5年ごとに見直しするとともに、消防本部としても経費節減の取組を行います。

## 6. 現状の出動体制と必要な出動体制

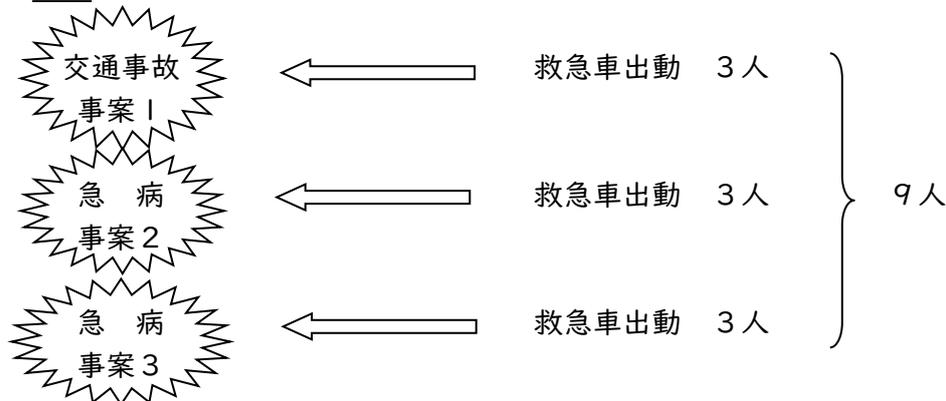
### 日田消防署 現状の出動体制

#### ○日田消防署 | 当務の最低人数～11人

(現状の勤務人数)

救急車が3台出動すると、2人しか残らず、その間に火災が発生した場合、タンク車1台に2人で出動することになり、ポンプ車は出動できません(例1)。また、火災が発生した場合は、全員が出動するため、その間に救急事案が発生した場合出動できず、他の署所から出動するか、非番・休日の職員が集まって出動することになります(例2)。

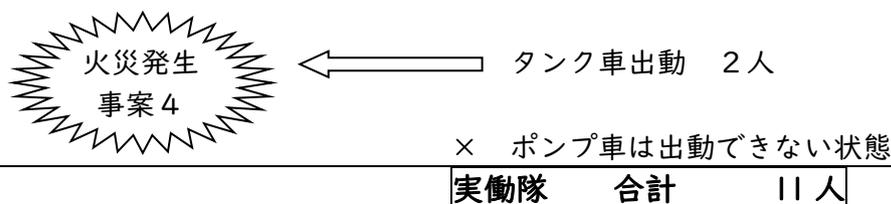
例1 <救急事案が重複中に火災が発生した場合>



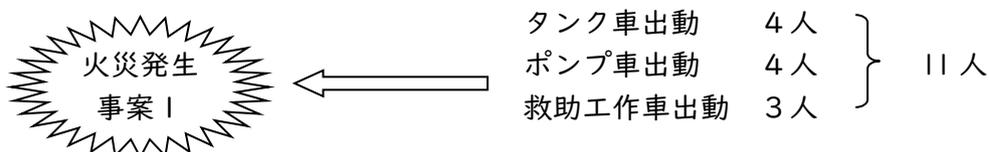
<署残留> 2人

(日田署救急車3台同時出動し、救急車不在状態が、3日に1回の割合で発生しています)

上記事案出動中に…



例2 <火災出動中に救急事案が発生した場合>



<署残留> 0人

上記事案出動中に…



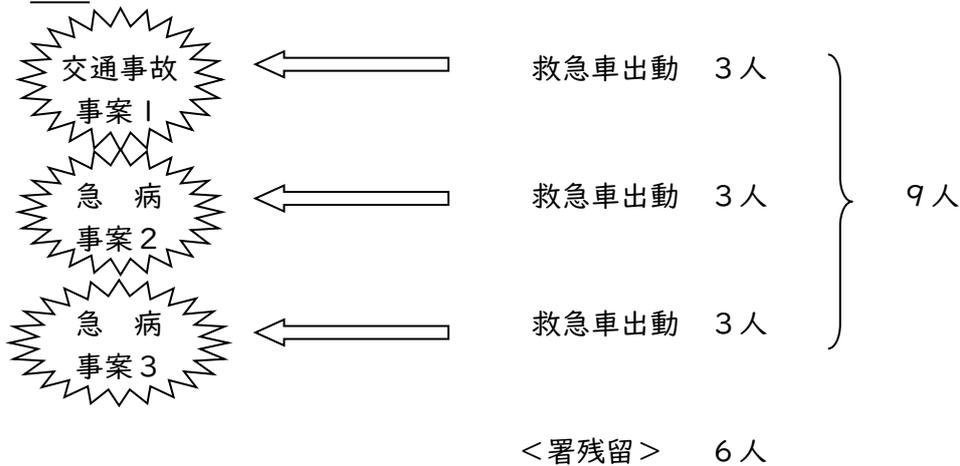
日田消防署 必要な出動体制

○日田消防署に必要な1当務の人数～15人

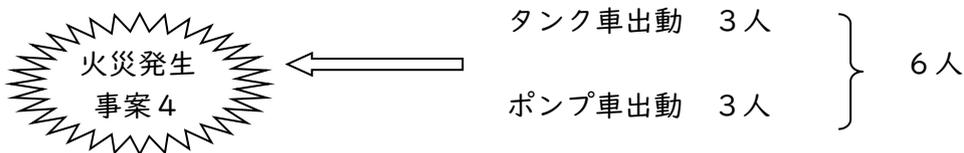
(必要な人数の算定の考え方)

救急車が3台出動しても火災が発生した場合、タンク車、ポンプ車が出動できること(例1)。また、火災出動によって全隊出動しても、1隊の救急隊が当務員で編成できる人員を確保できること(例2)を最優先して、出動体制を考えました。

例1 <救急事案が重複中に火災が発生した場合>

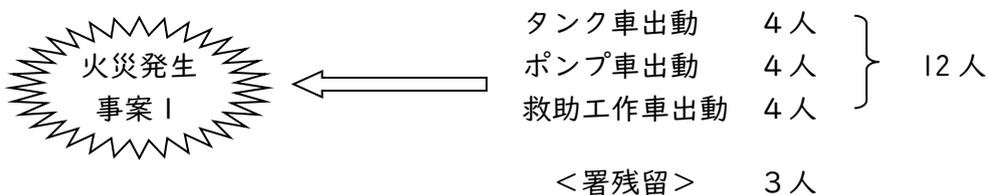


上記事案出動中に…



実働隊	合計	15人
-----	----	-----

例2 <火災出動中に救急事案が発生した場合>



上記事案出動中に…



火災発生時でも救急隊が1隊運用可能

※救急車を必要とする火災は、消防車両と同時出動可能

実働隊	合計	15人
-----	----	-----

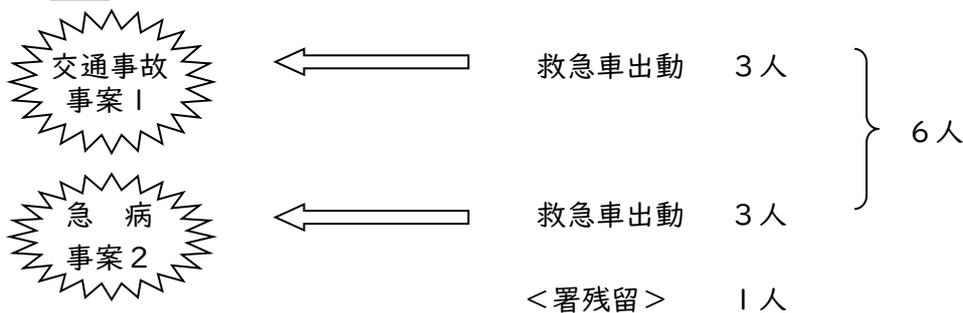
**玖珠消防署 現状の出動体制**

**○玖珠消防署 1当務の最低人数～7人**

(現状の出動人数)

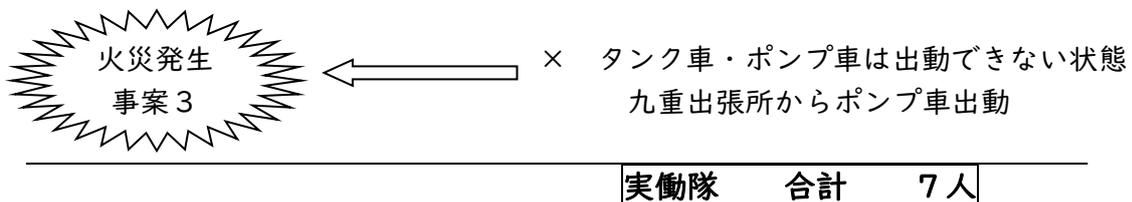
救急車が2台出動すると1人しか残らず、その間に火災が発生した場合、タンク車もポンプ車も出動できない状態です(例1)。また、火災が発生した場合は、全員が出動するため、その間に救急事案が発生した場合、玖珠署からは出動できず、九重出張所から出動することとなります(例2)。

例1 <救急事案が重複中に火災が発生した場合>

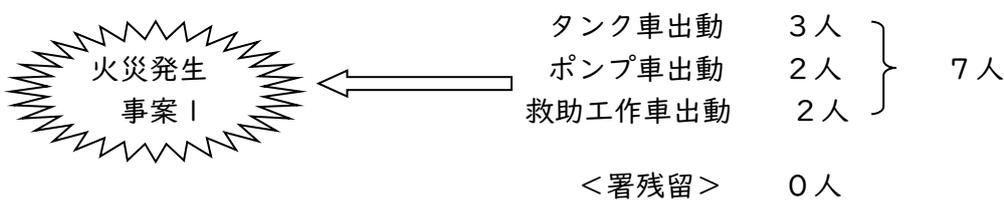


(玖珠署救急車2台同時出動し、救急車不在状態が、3日に1回の割合で発生しています)

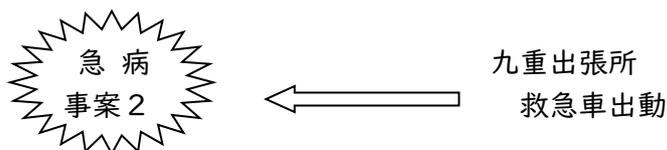
上記事案出動中に…



例2 <火災出動中に救急事案が発生した場合>



上記事案出動中に…



火災発生時は玖珠消防署全隊出動するため、救急事案は九重出張所隊が対応  
 ※救急車を必要とする火災は、玖珠消防署隊と同時出動可能

---

<b>実働隊</b>	<b>合計</b>	<b>7人</b>
------------	-----------	-----------

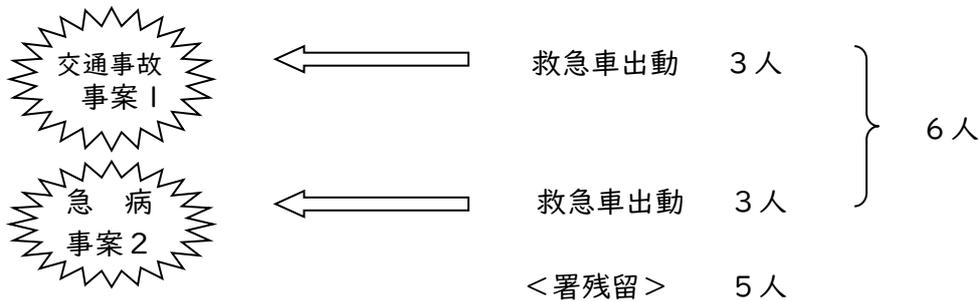
**玖珠消防署 必要な出動体制**

○玖珠消防署に必要な1当務の人数～11人

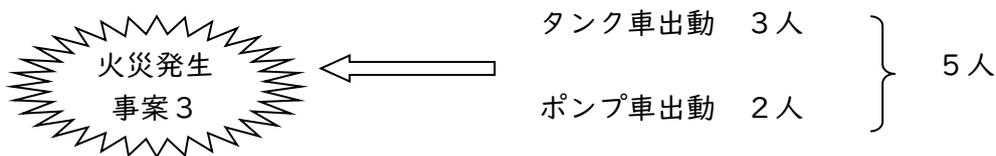
(必要な人数の算定の考え方)

救急車が2台出動しても火災が発生した場合、タンク車、ポンプ車が出動できること(例1)。また、火災出動によって全隊出動しても、九重出張所の救急隊が出動できること(例2)を最優先して、出動体制を考えました。

例1 <救急事案が重複中に火災が発生した場合>

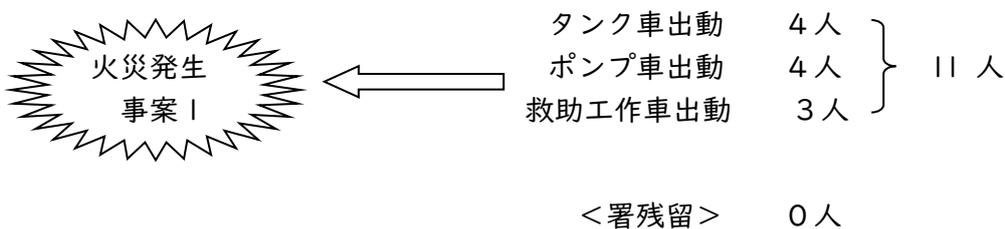


上記事案出動中に…

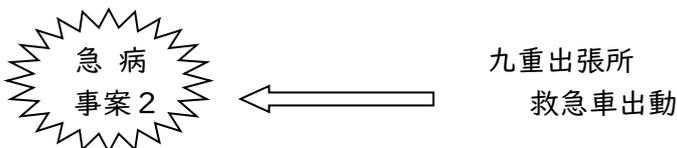


<b>実働隊</b>	<b>合計</b>	<b>11人</b>
------------	-----------	------------

例2 <火災出動中に救急事案が発生した場合>



上記事案出動中に…



火災発生時は玖珠消防署全隊出動するため、救急事案は九重出張所隊が対応  
※救急車を必要とする火災は、玖珠消防署隊と同時出動可能

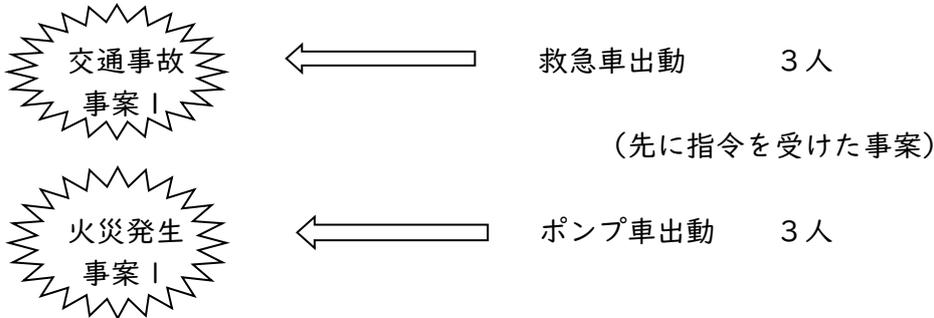
<b>実働隊</b>	<b>合計</b>	<b>11人</b>
------------	-----------	------------

## 出張所 出動体制（変更なし）

### ○天瀬・大山・九重各出張所 | 当務の人数～3人

（現状の出動人数）

※乗換運用（先に指令を受けた事案により、救急は救急車、火災はポンプ車で出動  
出張所の管轄内で次の事案が発生した場合は、署から出動する）



実働隊 合計 3人

## その他 必要な人員体制

### ○おおいた消防指令センターと連携する消防本部通信補助員

令和6年10月から大分県内の119番受信等の指令業務が、おおいた消防指令センターで一元化されましたが、「おおいた消防指令センター運営計画書」に基づき、各消防本部に24時間体制で消防指令センターと連絡調整を行う通信補助員を配置する必要があります。

当分の間、1当務2人体制で対応していくこととしますが、運用状況を見ながら将来的に1当務1人体制も考慮し、その際の余剰人員は実働隊へ移行し、出動隊の更なる強化を図ります。

### ○派遣職員

令和6年度まで、大分県防災航空隊1人、大分県消防学校教官1人、おおいた消防指令センター3人、大分県消防学校初任教育入校2人の計7人を派遣しています。

令和7年度からは、大分県防災航空隊1人、おおいた消防指令センター3人、大分県消防学校初任教育入校1人の計5人の派遣を継続する必要があります。

（令和6年度）

7人

大分県防災航空隊1人  
大分県消防学校教官1人  
おおいた消防指令センター3人、  
大分県消防学校初任教育入校2人

（令和7年度以降）

5人

大分県防災航空隊1人  
おおいた消防指令センター3人  
大分県消防学校初任教育入校1人

### <日田消防署必要人員>

訓練、講習、出張、消防学校入校の研修等、病気や怪我などの療養休暇や忌引、結婚等の特別休暇及び出張所補充勤務による当務員の確保要員

※実働隊が当務から出張、入校等、特別休暇等及び出張所に欠員が生じた場合の補充勤務等に備えた要員を最低人員に追加 ～ 2人

$$\text{日田消防署に必要な1当務の人数} \quad (15 + 2) = 17 \text{人}$$

■ 算式  $17 \text{人} \times 2 \text{部} \times 365 \text{日} / (365 - ※120) = 50.7 \div 51 \text{人}$

※120日は年間の週休日数+年休数+夏季休暇等特別休暇を考慮したものです。

日田消防署隔日勤務者51人とした場合、1当務の平均は18.21人となり、28日周期では、18人勤務が22回、19人勤務が6回となります。

上記より、日田消防署1当務の隔日勤務者17人に必要な職員数は51人となります。

### <玖珠消防署必要人員>

訓練、講習、出張、消防学校入校の研修等、病気や怪我などの療養休暇や忌引、結婚等の特別休暇及び出張所補充勤務による当務員の確保要員

※実働隊が当務から出張、入校等、特別休暇等及び出張所に欠員が生じた場合の補充勤務等に備えた要員を最低人員に追加 ～ 1人

$$\text{玖珠消防署に必要な1当務の人数} \quad (11 + 1) = 12 \text{人}$$

■ 算式  $12 \text{人} \times 2 \text{部} \times 365 \text{日} / (365 - ※120) = 35.8 \div 36 \text{人}$

※120日は年間の週休日数+年休数+夏季休暇等特別休暇を考慮したものです。

玖珠消防署隔日勤務者36人とした場合、1当務の平均は12.86人となり、28日周期では、12人勤務が4回、13人勤務が24回となります。

上記より、玖珠消防署1当務の隔日勤務者12人に必要な職員数は36人となります。

### <各出張所必要人員>

■ 算式  $3 \text{人} \times 2 \text{部} \times 365 \text{日} / (365 - 120) = 8.94 \div 9 \text{人で固定}$

上記より、1当務の隔日勤務者3人に必要な職員数は9人となり、不足が生じた場合は、署から補充することとし、9人で固定します。3出張所の合計職員数は27人となります。

※出張所隔日勤務者1所9人とした場合、1当務の平均は3.21人となり、28日周期では3人勤務が22回、4人勤務が6回となります。

上記より、各出張所1当務の隔日勤務者3人に必要な職員数は9人となります。

### <通信補助員必要人員>

※通信補助員が当務から出張、入校等、特別休暇等に備えた要員を最低人員に追加  
～ 0.5人

消防本部通信補助員に必要な1当務の人数  $1 + 0.5 = 1.5$ 人

■ 算式  $1.5 \text{人} \times 2 \text{部} \times 365 \text{日} / (365 - 120) = 4.47 \div 4 \text{人}$ とする。

※120日は年間の週休日数+年休数+夏季休暇等特別休暇を考慮したものです。

通信補助員隔日勤務者4人とした場合、1当務の平均は1.43人となり、28日周期では、1人勤務が16回、2人勤務が12回となります。

上記により、通信補助員1当務の隔日勤務者1.5人に必要な職員数は4人となります。

### ○合計職員数

(令和6年4月現在/単位:人)

署所名	日勤者		隔日勤務者		合計		
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	増減
本部	14	12			14	12	-2
通信指令室 (通信補助員)	1		7	4	8	4	-4
日田消防署	2	1	34	51	36	52	+16
天瀬出張所			9	9	9	9	±0
大山出張所			9	9	9	9	±0
本部・日田署 小計	17	13	59	73	76	86	+10
玖珠消防署	3	3	24	36	27	39	+12
九重出張所			9	9	9	9	±0
玖珠署 小計	3	3	33	45	36	48	+12
派遣職員 指令センター	7	5			7	5	-2
本部合計	27	21	92	118	119	139	+20

現行職員総数119人(職員定数120人)※再任用3人、会計年度1人含まず

事務的な業務を行う日勤者、当直で現場出動する隔日勤務者と分かれています。

改正後は、住民の安心、安全な暮らしのために、可能な限り日勤者を減らし、派遣を最低人員とし、現場出動隊員数を確保したところ、139人となります。

## 7. 消防職員採用計画

(毎年2名採用、退職多い年は前倒しする計画)

(単位：人)

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度
4月1日現在の消防職員数	119	120	122	122	124	124	126	127	129	131	132
うち年度内退職者数	0	0	2	0	2	0	1	0	0	1	0
翌年度採用予定者	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

		R17 年度	R18 年度	R19 年度	R20 年度	R21 年度	R22 年度	R23 年度	R24 年度	R25 年度	R26 年度
		2035 年度	2036 年度	2037 年度	2038 年度	2039 年度	2040 年度	2041 年度	2042 年度	2043 年度	2044 年度
4月1日現在の消防職員数		134	138	138	136	138	138	138	139	139	139
うち年度内退職者数		0	4	4	0	1	1	0	1	2	0
翌年度採用予定者		4	4	2	2	1	1	1	1	2	

※長期計画のため、5年ごと（令和11年度、16年度、21年度）に見直しを行うものとします。

令和6年度 日田玖珠広域消防組合 管理者会議及び幹事会等 名簿

(1) 管理者会議

関係自治体名	役 職	職 ・ 氏 名
日 田 市	管 理 者	日田市長 椋 野 美智子
玖 珠 町		玖珠町長 宿 利 政 和
九 重 町	副管理者	九重町長 日 野 康 志

(2) 幹事会

所 属	職 名	氏 名
日田市	副市長（議長）	服 部 浩 治
	総務企画部 防災・危機管理課	梶 原 健 市
玖珠町	副町長	長 尾 孝 宏
	基地・防災対策課	穴 井 祐 一
九重町	副町長	時 松 賢一郎
	危機管理・防災安全課	梅 木 紀 利

(3) 日田玖珠広域消防組合 事務局

所 属	職 名	氏 名	
日田玖珠広域 消防組合	消防本部	消防長	岩 里 安 徳
	消防本部	次 長	河 津 健二郎
	消防本部 救急課	課 長	矢 野 潤
	消防本部 警防課	課 長	大 口 憲
	消防本部 総務課	課 長	穴 井 健 生
	消防本部 予防課	課 長	消防長 兼 務
	日田消防署	署 長	足 立 健 一
	玖珠消防署	署 長	宝珠山 莊 八
	消防本部 総務課	主 幹	合 谷 健 一
	消防本部 総務課	主 幹	飯 田 亮 太
	消防本部 総務課	主 査	檜 原 達 哉